| マッチング拠出 (DC制度) とその他制度の比較

		マッチング拠出(DC制度)	iDeCo	財形年金	つみたてNISA
利用条件	利用できる方	65歳未満 *1	60歳未満	申込時に55歳未満	20歳以上
	拠出限度額 (利用限度額)	企業年金の 有無などにより異なる*2	職業、企業年金の 有無などにより異なる*3	元利合計550万円まで非課税 (財形年金と財形住宅の合計)	年間40万円 (累計800万円)
	払戻(売却)	原則60歳まで不可	原則60歳まで不可	目的に応じて可 (目的外は課税)	いつでも可 (非課税枠の再利用不可)
税制優遇	拠出時(積立時·買付時)	全額所得控除	全額所得控除	_	_
	運用時	非課税 *4	非課税*4	非課税	非課税(損益通算不可)
	受取時(払戻·売却時)	一定額まで所得控除の対象*5	一定額まで所得控除の対象*5	非課税 (目的外は課税)	非課税
運用益の非課税期間		無期限	無期限	無期限	最長20年
口座の維持手数料		会社負担のケースが多い *6	加入者が負担	_	_
元本保証		選択商品により異なる	選択商品により異なる	保証される	保証されない

- *1 規約に定める資格喪失年齢(60歳以上65歳未満)まで加入できます。ただし、60歳以上の加入は同一事業所で継続して使用される厚生年金被保険者に限ります。 *2事業主掛金を超えない範囲かつ事業主掛金との合計が自社で他に企業年金を実施していない場合は月額55,000円(年額66万円)以内、実施している場合は月額 27,500円(年額33万円)以内。
- *3国民年金の被保険者種別等により年間14.4万円~81.6万円 iDeCo拠出限度額は、コチラ(https://rokin-ideco.com/shindan/index.html)にてご確認くださ
- *4年金資産には1.173%の特別法人税がかかりますが、現在課税が凍結されています。
- *5一時金は退職所得控除、年金は公的年金等控除が適用となります。
- *6規約の定めにより、加入者が負担するケースもあります。

■確定拠出年金に関する制度が変わります

「人生100年時代」となり、高齢期の経済基盤を充実できるよ うに、確定拠出年金制度が見直されました。ここでは特に企 業型DCについて押さえておきたいポイントをご説明します。

2022年4月~

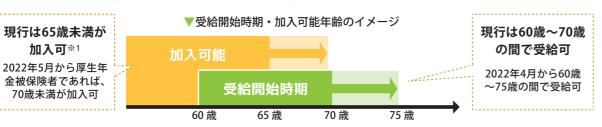
受給開始時期の上限が75歳に延長

2022年4月から企業型DCの<u>老齢給付金の受給開</u>始時期 を60歳(加入者資格喪失後)から75歳までの間で、ご自身 で選択することができます。

2022年5月~

企業型DC加入可能年齢が 70歳までに引き上げ

現在、企業型DCに加入することができるのは65歳未満の 方ですが、2022年5月から70歳未満の方まで拡大されます。 ただし、企業によって加入できる年齢などが異なります。



※1 同一事業所で継続して使用される厚生年金被保険者に限ります。

2022年10月~

企業型DC加入者がiDeCoに加入しやすく

現在、企業型DCに加入している方がiDeCoに加入するには、 各企業の労使合意に基づく規約の定め等が必要ですが、2022 年10月から規約の定めや事業主掛金の上限の引き下げがな くても、iDeCoに原則加入できるようになります。

ただし、企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金、これらの合 計額が表のとおりであることが必要です。また、企業型DCに おいて加入者掛金を拠出(マッチング拠出)している場合など には、iDeCoに加入できません。

<	加入している方が iDeCo に加入する場合	(DB、厚生年金基金など) に加入している方が iDeCo に加入する場合
企業型 DC の 事業主掛金(①)	55,000 円以内	27,500 円以内
iDeCoの掛金(②)	20,000 円以内	12,000 円以内
1)+2)	55,000 円以内	27,500 円以内

企業型 DC と確定給付型

注)本資料は、厚生労働省Webサイトを基に労働金庫連合会で作成いたしました。本資料は情報提供を目的としており、加入者等に対する特定商品の推奨・ 助言を目的としたものではありません。制度詳細や改正事項の適用時期・条件等については厚生労働省Webページや行政に確認をお願いいたします。

企業年金に関するご相談・お問合せは

労働金庫連合会 営業推進部 TEL03-3295-9341 または お近くのろうきんへ

本紙は、DC制度における一般的なマッチング拠出の説明資料として作成しています。具体的な法令の適用、実際に加入する制度とは異なることがあります。 詳細は、行政当局にお問い合わせください。

DC制度における



マッチング拠出



マッチング拠出とは、企業型DC制度において会社が拠出する掛金(事業主掛金)に 加えて加入者自ら追加拠出することができる制度です。

Point

加入者も一定の範囲内で事業主の掛金に上乗せ拠出できます

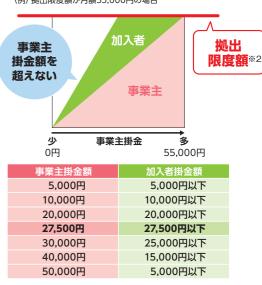
加入者の掛金は、全額が所得控除(小規模企業共済等掛金控除)の対象になるため、所得税・住民税の軽 減が受けられます。そのメリットをいかしながらセカンドライフの資金準備ができます。

加入者の福利厚生制度の充実を図る等の目的で、約4割*1の規約でマッチング拠出が導入されてい ます。 注:マッチング拠出を利用するには、規約にマッチング拠出ができる旨の定めが必要です。

▼ マッチング拠出のイメージ







- ※1 厚生労働省「企業型年金の運用実態について」令和2年11月30日を基に労働金庫連合会が算出
- ※2 マッチング拠出(加入者掛金)の限度額は、事業主掛金を超えない範囲かつ事業主掛金との合計が自社で他に企業年金を実施していない場合 は月額55,000円(年額66万円)以内、実施している場合は月額27,500円(年額33万円)以内。

ご参考

主な収入が公的年金となる退職後の世帯 では、月額5.0万円の生活費の不足が懸念 されます。経済的な不安を抱えずに暮らす には、この不足分をどのようにカバーする かが課題です。

▼ リタイア後の収支イメージ (概算)



出典:総務省統計局「令和元年家計調査報告(家計収支編)」、生命保険文化センター「令和元年度生活保障に関する調査(令和元年12月発行)」、厚生労働 省「令和2年度の年金額改定についてお知らせします PressRelease」を基に労働金庫連合会が作成

セカンドライフの準備に向けた メリットをご紹介!

メリット

加入者の 掛金は全額所得控除

マッチング拠出への掛金は、全額所得控除の対象となり、所 得税・住民税の負担が軽減されます。

運用益が非課税で メリット 再投資されます

年金資産の運用益は非課税です。一般の金融商品では運用益 に課税される20.315%*1の税金が差し引かれないので、より 複利効果をいかした資産形成が期待できます。

※1 所得税及び復興特別所得税…15.315% 住民税…5%

受取方法に応じて メリット 大きな所得控除

60歳以降に受取る際に税制優遇が受けられます。受取り方は 一時金(一括)・年金(分割)あるいはその併用を選ぶことが できます。

ー時金…退職金等と合算し退職所得控除が受けられます。 年金……他の公的年金等と合算し公的年金等控除が受けられます。

ケースO Aさんの場合

- 年齢30歳 独身
- 掛金: 10.000円 事業主:5,000円 加入者:5,000円
- 運用利回り:3%
- 年収:300万円



所得税と住民税の軽減額は年間9,000円となるので、 60歳になる30年間で控除額を計算すると…

※「マッチング拠出の節税効果」確認シミュレーターより労働金庫連合会が計算 https://www.rokinren.com/kigvonenkin-support/rokin_simulation/matching/ 注:年収、家族構成等の状況が変わらない前提で計算しています。

60歳になる30年間で運用益は2,109,000円となり、 運用益に対する非課税額を計算すると…

※ 年金終価係数47.575を用いて、将来の年金資産を計算。全期間分の運用益 (年金資産総額-掛金総額)に対して、20.315%を乗じ、労働金庫連合会が計算。 注:年金資産には1.173%の特別法人税がかかりますが、現在課税が凍結されてい 退職所得控除の計算は800万円+70万円×(30年-20年) となるので、一時金で受取るなら…

※受取り総額は5,709,000円(掛金年額120,000円×年金終価係数47.575を用い て、受取り総額を計算)となります。

ケースの Bさんの場合

- 年齢40歳 既婚(扶養配偶者あり)
- 掛金: 20,000円 事業主:10,000円 加入者:10,000円
- 運用利回り:1%
- 年収:600万円



所得税と住民税の軽減額は年間24,200円となるので、 60歳になる20年間で控除額を計算すると…

※「マッチング拠出の節税効果」確認シミュレーターより労働金庫連合会が計算 https://www.rokinren.com/kigyonenkin-support/rokin_simulation/matching/ 注:年収、家族構成等の状況が変わらない前提で計算しています。

60歳になる20年間で運用益は484,560円となり、 運用益に対する非課税額を計算すると…

※ 年金終価係数22.019を用いて、将来の年金資産を計算。全期間分の運用益 (年金資産総額-掛金総額)に対して、20.315%を乗じ、労働金庫連合会が計算。 注:年金資産には1.173%の特別法人税がかかりますが、現在課税が凍結されてい

60歳から70歳までの間に年金資産の

受取りを開始できます。(※留意点3)

60歳

退職所得控除の計算は40万円×20年となるので、 −時金で受取るなら…

※受取り総額は5,284,560円(掛金年額240,000円×年金終価係数22.019を用い て、受取り総額を計算)となります。

▼DC制度イメージ



60歳まで途中で年金資産を引き出すことができ ません。ただし、リタイア後の資産形成の観点から すると、むしろ確実な支えとなります。(※留意点2)

運用益

掛金

運用時

年金資産

受取時

年金で受取る 70歳

年金での受取り

公的年金等は雑所得となります。 雑所得は以下の通り算出します。

公的年金等に 係る雑所得の 金額

公的 年金等の 収入金額

公的 年金等 控除

※「公的年金等」の収入金額は、公的年金・企業年金等からの支給額を合算して計算 します。

留意点

- 1. 加入者等自身が運用商品を決定して運用指図を行います。運用結果によっては元本を下回ることもあります。DC制度導入企業 は、加入者への投資教育を行っていく努力義務があります。
- 2. 受給開始年齢までは途中で解約・引き出しすることはできません(脱退一時金は、一定の要件を満たす場合のみ受取可能)。 ただし、死亡した場合は死亡一時金・障害に該当する場合は障害給付金が支給されます。
- 3. 原則60歳から70歳までの間で受取開始ができます(60歳時点で通算加入者等期間が10年に満たない場合を除く)。 [本紙は、2021年4月1日現在の関係法令・税制に基づき作成しており、数値は概算値になります。今後、法令改正・税制変更等 の可能性がありますので、記載内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。]

ここからアクセス と業型DC制度において会社が拠出する掛金 (事業主掛金) に加えて、加入者自ら追加拠 出することができる制度です。 加入者の掛金は、全額が所得控除(小規模企 業共済等期金控除)の対象になるため、所得 税・住民税の軽減が受けられます。マッチン グ無出は、加入者の福利原生制度の充実を図 る等の目的で導入され、そのメリットをしか しながらセカンドライフの資金準備ができま **

ろうきん 役割発揮宣言

検索

「マッチング拠出の節税効果」 確認シミュレーター でさらに詳しく計算!

拠出をした場合の所得税・住民税 の軽減効果を試算できます。

「企業年金Webサイト」 でさらに詳しくチェック!

ろうきんの「企業年金Webサイ ト」には労働組合やDC加入者 に役立つ情報が満載です。



